

平成二十六年農林水産省・環境省令第一号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七條第一項及び第二項第五号並びに第八條第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（設備整備計画の認定の申請）

第一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第七條第一項の規定により設備整備計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の位置を明らかにした図面
- 四 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面
- 五 法第七條第一項の規定による申請に係る設備整備計画（以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。）に法第七條第四項第一号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 次に掲げる者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (1) 当該行為に係る農地を農地以外のものにする者

- (2) 当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者
- ロ 当該行為に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- ハ 当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- ニ 当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面
- ホ 当該行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- ヘ 当該行為に係る農用地が土地改良区の区域内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- ト その他参考となるべき書類
- チ 設備整備計画に法第七條第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる書類
- リ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図
- ロ 当該行為に関する計画書
- イ 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- ニ 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- ホ 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合

（法第七條第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同條第四項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があつたものについては、当該処分があつたことを証する書類）

- ヘ 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- ト その他必要と認める書類
- チ 設備整備計画に法第七條第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる書類
- リ 当該行為に係る森林の位置図及び区域図
- ロ 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- ト その他必要と認める書類
- チ 設備整備計画に法第七條第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十

二年法律第六十一号）第二條第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）

- イ 当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一度度の地形図
- ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一度度の概況図及び天然色写真
- ハ 当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一度度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- ニ 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一度度の図面
- ホ 当該行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- (2) 当該行為により得られる自然的、社会的な効果
- (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法にあっては、当該行為の施行方法及び景観の保護の観点から比較した結果

八 設備整備計画に法第七條第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十

二年法律第六十一号）第二條第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）

- イ 当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一度度の地形図
- ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一度度の概況図及び天然色写真
- ハ 当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一度度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- ニ 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一度度の図面
- ホ 当該行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- (2) 当該行為により得られる自然的、社会的な効果
- (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法にあっては、当該行為の施行方法及び景観の保護の観点から比較した結果

八 設備整備計画に法第七條第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十

二年法律第六十一号）第二條第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）

- イ 当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一度度の地形図
- ロ 当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一度度の概況図及び天然色写真
- ハ 当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一度度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- ニ 当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一度度の図面
- ホ 当該行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

九 設備整備計画に法第七條第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第三十三條第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、前号イからニまでに掲げる図面

十 設備整備計画に法第七條第四項第九号に掲げる行為（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図
ロ 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
ハ 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに当該行為の方法が温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第一條の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

ニ 掘削時災害防止規程（温泉法施行規則第一條の二第十号に規定する掘削時災害防止規程をいう。次号ニにおいて同じ。）
ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第四條第一項第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するため必要となる書類

ヘ 申請者が温泉法第三條第二項に規定する権利を有することを証する書類
ト 申請者が温泉法第四條第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

十一 設備整備計画に法第七條第四項第九号に掲げる行為（温泉法第十一條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる書類
イ 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図
ロ 当該行為が増掘である場合にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
ハ 当該行為が増掘である場合にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第一條の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

ニ 当該行為が増掘である場合にあつては、増掘に係る掘削時災害防止規程
ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第十一條第二項において準用

する同法第四條第一項第一号から第三号まで又は同法第十一條第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
ヘ 申請者が温泉法第十一條第二項又は第三項において準用する同法第四條第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

3 計画作成市町村は、前項第八号イからホまでに掲げるもののほか、法第七條第四項第七号又は第八号の規定による協議（自然公園法第二十二條第三項の許可に係るものに限る。）に關し必要があると認めるときは、申請者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（設備整備計画の記載事項）
第二條 法第七條第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の使用期間
二 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項
三 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に關する事項

四 設備整備計画に法第七條第四項第一号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高
ロ 転用の時期
ハ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ニ その他参考となるべき事項
五 設備整備計画に法第七條第四項第一号に掲げる行為（農地法第五條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
ロ 当該行為に係る土地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該行為に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
ホ 当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高
ロ 転用の時期
ハ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
チ その他参考となるべき事項

六 設備整備計画に法第七條第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該行為に係る森林の所在及び当該森林の土地の面積
ロ 当該行為の着手及び完了の予定年月日
ハ 当該行為の施行体制

七 設備整備計画に法第七條第四項第四号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項（当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあつては、ハに掲げる事項を除く。）
イ 伐採箇所の所在及び面積
ロ 伐採をしようとする立木の樹種及び年齢
ハ 伐採材積
ニ 伐採の方法
ホ 伐採の期間

ハ 森林法第三十四條第十項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨
八 設備整備計画に法第七條第四項第四号に掲げる行為（森林法第三十四條第二項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該行為に係る森林の所在
ロ 当該行為の方法
ハ 当該行為の着手及び完了の予定年月日

九 設備整備計画に法第七條第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同法第三項第二号の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百二十七号）第三十九條第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、

は、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容
十 設備整備計画に法第七條第四項第六号に掲げる行為（海岸法（昭和三十一年法律第一百十号）第七條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七條第三項第三号の海岸法第七條第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、次に掲げる事項
イ 海岸保全区域の占用の期間
ロ 海岸保全区域の占用の場所
ハ 工事実施の方法
ニ 工事実施の期間

十一 設備整備計画に法第七條第四項第六号に掲げる行為（海岸法第八條第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七條第三項第三号の海岸法第八條第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあつては、次に掲げる事項
イ 当該行為が海岸法第八條第一項第一号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項
（1）土石（砂を含む。以下同じ。）の採取の期間
（2）土石の採取の場所
（3）土石の採取の方法
（4）土石の採取量

ロ 当該行為が海岸法第八條第一項第二号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項
（1）施設又は工作物を新設又は改築する場所
（2）工事実施の方法
（3）工事実施の期間
（4）当該行為が海岸法第八條第一項第三号に掲げる行為に該当する場合にあつては、次に掲げる事項

（1）当該行為の内容
（2）当該行為の期間
（3）当該行為の場所
（4）当該行為の方法
当該行為の方法

（1）当該行為の内容
（2）当該行為の期間
（3）当該行為の場所
（4）当該行為の方法
当該行為の方法

十二 設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 当該行為の種類
- ロ 当該行為の場所
- ハ 当該行為に係る行為地及びその付近の状況
- ニ 当該行為の施行方法
- ホ 当該行為の着手及び完了の予定日
- 十三 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉水法第三十一条の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
 - ロ 湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
 - ハ 主要な設備の構造及び能力
 - ニ 当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日
 - 十四 設備整備計画に法第七条第四項第九号に掲げる行為（温泉水法第三十一条の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該行為に係る場所及びその付近の状況
 - ロ 温泉水の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ
 - ハ 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘後の湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
 - ニ 当該行為が動力の装置である場合にあっては、動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
 - ホ 当該行為が増掘である場合にあっては、主要な設備の構造及び能力
 - ヘ 当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日

一 当該設備整備計画に従って行われる法第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の実施状況を記載した書類

二 第一条第二項各号に掲げる書類（設備整備計画の軽微な変更）

第四条 法第八条第一項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 住所（法人又は法人でない団体にあつては、事務所所在地）の変更
- 二 法第七条第二項第四号に掲げる事項の変更であつて、同号の資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、設備整備計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

附則 この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日農林水産省・環境省令第一号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月一九日農林水産省・環境省令第二号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一〇月二六日農林水産省・環境省令第一号）
この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附則（令和二年一二月二五日農林水産省・環境省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年三月二九日農林水産省・環境省令第一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第1号（第7条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

申請者 氏名

住所

申請書 氏名

住所

農林水産省様式と関係のない項目は「-」で表示してください。関係のない項目は「-」で表示してください。

備考

1. 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の設置を行う者の者を記載すること。

2. 申請者が法人又は法人でない団体である場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「代表取締役の氏名」を記載すること。

3. 面積の単位は、㎡（平方メートル）とする。

- 5 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担及びその償還の状況に関する自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の取組に関する事項
- 6 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担及びその償還の状況に関する事項

取組内容	取組の状況		備考
	必要資金の額	調達方法	

- (1) 「取組の状況」欄には、取組の進捗状況等再生可能エネルギー発電設備の取組を行う前による発電設備の取組に関する費用(借入金の返済)を記載すること。
- (2) 借入金が発生する場合には、借入金の返済元となる収入(収入)又は収入の増加分を記載すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- (4) 土地等の取組の進捗状況等
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- (7) 特別取組に関する事項(別表1-1参照)
- (8) 1 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 2 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 3 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 4 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 5 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 6 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 7 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 8 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 9 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- 10 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。

- (9) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
 - (10) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
 - (11) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
 - (12) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
 - (13) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
 - (14) 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。
- (別表1)
- 再生可能エネルギー発電設備の取組に関する支費又は負担の取組の進捗状況等の上記等の取組の進捗状況について具体的に記載すること。

(別表1) 再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

番号	設備の種類	必要な資金の額			調達方法				備考
		①設備投資額	②初期費用(運転資金額)	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金	④その他	
i									
ii									
iii									
合計									

- (注) 1 (別表1)の2(1)の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 - 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金等を含括書きで記載すること。
 - 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
 - 4 設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法をまとめて記載すること。
- (添付書類)
- 借入金証明書、融資予定証明書の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法				備考
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	
合計							

- (注) 1 取組内容が年ごと異なる場合には、それぞれに記載すること。
- 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合には、それらの者を含め記載すること。
- 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金等を含括書きで記載すること。
- 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の 種類・ 用途等	実 施 者	必要な資金の額		調達方法						備考	
			①設備 投資額	②前年度 の繰越資 金額	③申請 者によ る資金	④申請 者以 外に よる 資金	⑤発電事 業によ る 売電収益	⑥借入 金	⑦補助 金等	⑧その 他		⑨合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)
ア												
イ												
ウ												
合 計												

- (注) 1 「別記」の(1)①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合によっては、それらの者を含めて記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名等を含括書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

別記(1)～(2)

別記(1)～(2)の農林漁業関連施設の整備		農林漁業関連施設の種類(設備の種類)	
1. 整備を担 担する 法人	氏 名	住 所	業 務
2. 施設の概要			
3. 土地の取得 状況	土地の取得	借 入	買 取
	取得済	取得済	取得済
4. 転倒の時期	工事期間	起 始	結 束
	起 始	年 月 日	年 月 日
	結 束	年 月 日	年 月 日
	工事完了	年 月 日	年 月 日
5. 転倒する ことによ る付添 書類、申請 書の添付 状況			

- (注) 1 農林を転倒する者ごとに併記し、欄を繰り返し記すこと。
 2 農林に当たっては、他の農林事業及び関係事業も併記すること。
 3 農林を転倒する者又は関係者の法人の場合については、「氏名」欄には名称及び名称の略称を、「住所」欄には法人の住所の所在地を記載すること。
 4 「利用状況」欄には、前記においてこの農林は「一休みの別、前記においては畜産、養蚕、果樹、畜産、牧草採取以外の用途を記載すること。利用状況がある場合は、その用途の名称(利用種別)を併記すること。

(添付書類)

- 以下を添付し添付すること。
 (1) 農林を転倒する者(法人)の場合については、その事業事項証明書
 (2) 土地の取得を示す地図(地籍図)を示す再入可(フルカラー)複製図又は農林漁業関係図の複製を併記し、その図面に併記し、併記すること。

別記(3)～(5)

別記(3)～(5)の農林漁業関連施設の種類		農林漁業関連施設の種類(設備の種類)	
1. 整備を担 担する 法人	氏 名	住 所	業 務
2. 施設の概要			
3. 土地の取得 状況	土地の取得	借 入	買 取
	取得済	取得済	取得済
4. 転倒の時期	工事期間	起 始	結 束
	起 始	年 月 日	年 月 日
	結 束	年 月 日	年 月 日
	工事完了	年 月 日	年 月 日
5. 転倒する ことによ る付添 書類、申請 書の添付 状況			

- (注) 1 農林を転倒する者ごとに併記し、欄を繰り返し記すこと。
 2 農林に当たっては、他の農林事業及び関係事業も併記すること。
 3 農林を、土地の取得を示す地図(地籍図)を示す再入可(フルカラー)複製図又は農林漁業関係図の複製を併記し、その図面に併記し、併記すること。

- 4. 及び投資者の氏名。「役員」欄には主たる業務執行の責任者を記載すること。
- 5. 取締役人及び執行役員の氏名については、1.及び3の欄は「記載のない」と記載し、次の記載事項については記載することとする。
- 6. 「取締役の職」は、別にあっては「役員」以外の役員、別にあっては「取締役、業務執行役、監事、執行役員又はその他の役員、取締役以外については本条本文に規定の職務を担担すること。取締役等からなる場合は、その取締役の再生利用目的の再生可能エネルギーについて記載すること。
- 7. 「当該再生可能エネルギー」欄には、該事業が従うべき再生可能エネルギーを記載すること。

【注】第1号及び第2号の欄に記すこと。

- (1) 新事業の目的が環境にあっては、その新事業の目的を達成するために必要な事業計画又はこれに代わる事業計画については、取締役の職務と責任を定めること。その目的が環境に於ける場合は、記載すること。
- (2) 土地の取得が土地の取得行為となることは再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (3) 土地の取得が土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (7) その他必要と認めらるる事項

【注】第3号及び第4号の欄に記すこと。

取締役の氏名	職名	職責

名称	所在地	代表者	役員	社員

【注】第5号の欄に記すこと。

【注】第6号の欄に記すこと。

名称	所在地	代表者	役員	社員

- (1) 名称は、名称として、その名称を登録し、その名称を登録した後に使用すること。
- 2 「新事業の目的」については、環境に於ける場合は、当該事業の目的を達成するために必要な事業計画又はこれに代わる事業計画については、取締役の職務と責任を定めること。その目的が環境に於ける場合は、記載すること。
- 3 「再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- 4 「再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- 5 「再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- 6 「再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。

【注】第7号の欄に記すこと。

- (1) 「再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合において、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。

- (1) 環境に於ける場合は、当該事業の目的を達成するために必要な事業計画又はこれに代わる事業計画については、取締役の職務と責任を定めること。その目的が環境に於ける場合は、記載すること。
- (2) 土地の取得が土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした場合においては、当該取得行為が当該土地の取得行為となること。
- (7) その他必要と認めらるる事項

- 8 「開封行為の概要」欄は、実際となる開封の方法、廃棄またはその他の処分方法、工事用仮設物の設置等、開封行為に伴う行為の内容等具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 9 「開封後の取扱い」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、開封後の取扱いの責任の所在等について記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 10 「予定日」欄は、その記載事項が可能なときに必ず第一優先順位で法的義務を履行する開封と同一内容となる場合には、「開封と同一」と記載すること。
- 11 「備考」欄は、次の事項を記載すること。
 - ア 開封後の取扱いにより、開封行為の取扱いの許可、認可その他の特許又は保証を受ける必要があるものがある場合には、その取扱いの要請事項
 - イ 土地所有権及び権利者が土地所有権を有する者となる場合には、土地所有者の特許又はその取扱い
 - ロ 敷地に法的義務の許可を受けたものがある場合は、その取扱いに許可取得の目的、番号及び内容となる事項

(注)概要欄

- 以下の事項を記載すること。
 - (1) 行為の履行を開始するに当たり、25,000程度の準備期間
 - (2) 行為の履行が完了するに当たり、1,000程度の準備期間及び完了後平均5年（以下「準備」）
 - (3) 行為の履行を開始するに当たり、1,000程度の準備期間、本施設、開封後及び準備期間中に発生するリスクについて
 - (4) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000程度の準備期間
 - (5) ①から④までに掲げる事項について、概要を上記よりさらに再考可能なときに第一優先順位で法的義務の履行を受ける必要があるものがある場合には、開封後である。
 - (6) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000程度の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (7) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (8) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (9) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (10) その他、行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。

(注)備考欄

備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄

- (注) 1 「備考」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、廃棄またはその他の処分方法、工事用仮設物の設置等、開封行為に伴う行為の内容等具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 2 「開封後の取扱い」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、開封後の取扱いの責任の所在等について記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 3 「予定日」欄は、その記載事項が可能なときに必ず第一優先順位で法的義務を履行する開封と同一内容となる場合には、「開封と同一」と記載すること。
- 4 備考欄は、次の事項を記載すること。
 - ア 開封後の取扱いにより、開封行為の取扱いの許可、認可その他の特許又は保証を受ける必要があるものがある場合には、その取扱いの要請事項
 - イ 土地所有権及び権利者が土地所有権を有する者となる場合には、土地所有者の特許又はその取扱い
 - ロ 敷地に法的義務の許可を受けたものがある場合は、その取扱いに許可取得の目的、番号及び内容となる事項

- 8 「開封後の取扱い」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、開封後の取扱いの責任の所在等について記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 9 「予定日」欄は、その記載事項が可能なときに必ず第一優先順位で法的義務を履行する開封と同一内容となる場合には、「開封と同一」と記載すること。
- 10 「備考」欄は、次の事項を記載すること。
 - ア 開封後の取扱いにより、開封行為の取扱いの許可、認可その他の特許又は保証を受ける必要があるものがある場合には、その取扱いの要請事項
 - イ 土地所有権及び権利者が土地所有権を有する者となる場合には、土地所有者の特許又はその取扱い
 - ロ 敷地に法的義務の許可を受けたものがある場合は、その取扱いに許可取得の目的、番号及び内容となる事項

(注)概要欄

- 以下の事項を記載すること。
 - (1) 行為の履行を開始するに当たり、25,000程度の準備期間
 - (2) 行為の履行が完了するに当たり、1,000程度の準備期間及び完了後平均5年（以下「準備」）
 - (3) 行為の履行を開始するに当たり、1,000程度の準備期間、本施設、開封後及び準備期間中に発生するリスクについて
 - (4) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000程度の準備期間
 - (5) ①から④までに掲げる事項について、概要を上記よりさらに再考可能なときに第一優先順位で法的義務の履行を受ける必要があるものがある場合には、開封後である。
 - (6) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000程度の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (7) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (8) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (9) 行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間と、準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。
 - (10) その他、行為の履行が完了した後に発生する取扱いの準備期間に1,000以上の準備期間を必要とするものがある場合には、開封後である。

(注)備考欄

備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄
備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄	備考欄

- (注) 1 「備考」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、廃棄またはその他の処分方法、工事用仮設物の設置等、開封行為に伴う行為の内容等具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 2 工事の予定日指定については、その記載事項が可能なときに必ず第一優先順位で法的義務を履行する開封と同一内容となる場合には、「開封と同一」と記載すること。

- (注) 1 「備考」欄は、開封後の管理、取扱いの方法、廃棄またはその他の処分方法、工事用仮設物の設置等、開封行為に伴う行為の内容等具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細な説明に併せて記載すること。
- 2 工事の予定日指定については、その記載事項が可能なときに必ず第一優先順位で法的義務を履行する開封と同一内容となる場合には、「開封と同一」と記載すること。

